

部局長・委員長の服務規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国病院理学療法協会（以下、「この法人」という。）の定款第41条及び第42条の規定に基づき、局長、部長及び委員長の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 局長、部長及び委員長は、法令、定款及びこの法人が定める規定等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(局長、部長及び委員長の職務権限)

第3条 局長、部長及び委員長は、会長の指示に従って、職務を分担、遂行し、定款の定めるこの法人の業務の執行に参画する。局長、部長及び委員長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 部門の責任者として、その業務を執行する。
- (2) 部門の会議を、議長として主宰する。
- (3) 理事会の求めに応じ、定期的に自己の職務の執行の状況を報告する。

(運営)

第4条 部局、委員会の運営には、理事会にて、本規程を基に具体的な「〇〇局又は部、委員会）運営規則」を定め運用することが出来る。

(経費の支弁)

第5条 部局員、委員への経費の支弁は、この法人の役員の報酬等及び費用に関する規程の第2条第3号、第4条を準用する。

(変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律（以下、「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。